

## 議案第70号

南房総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

南房総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

令和7年11月25日提出

南房総市長 石井 裕

南房総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する  
条例

第1条 南房総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成18年南  
房総市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「1  
00分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 南房総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のよ  
うに改正する。

第3条第1項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、  
「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日か  
ら施行する。

2 第1条の規定による改正後の南房総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関  
する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用  
する。

(期末手当の内払)

3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の南房総市特別  
職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定により支給された期末手当  
は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第70号 南房総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
 (第1条関係) 新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第1条、第2条 (略)  (その他の給与)  第3条 特別職の職員には、前条の給料のほか、南房総市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年南房総市条例第49号）第16条の通勤手当及び同条例第23条の期末手当をその支給条件に応じて支給する。ただし、同条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の235</u> 」と読み替える。 2 (略)	第1条、第2条 (略)  (その他の給与)  第3条 特別職の職員には、前条の給料のほか、南房総市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年南房総市条例第49号）第16条の通勤手当及び同条例第23条の期末手当をその支給条件に応じて支給する。ただし、同条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の230</u> 」と読み替える。 2 (略)
第4条、第5条 (略)	第4条、第5条 (略)

(第2条関係) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第1条、第2条 (略)  (その他の給与) 第3条 特別職の職員には、前条の給料のほか、南房総市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年南房総市条例第49号)第16条の通勤手当及び同条例第23条の期末手当をその支給条件に応じて支給する。ただし、同条第2項中「 <u>100分の126.25.</u> 」とあるのは「 <u>100分の232.5.</u> 」と読み替える。 2 (略)	第1条、第2条 (略)  (その他の給与) 第3条 特別職の職員には、前条の給料のほか、南房総市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年南房総市条例第49号)第16条の通勤手当及び同条例第23条の期末手当をその支給条件に応じて支給する。ただし、同条第2項中「 <u>100分の127.5.</u> 」とあるのは「 <u>100分の235.</u> 」と読み替える。 2 (略)
第4条、第5条 (略)	第4条、第5条 (略)

## 附 則（抄）

### （施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の南房総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

### （期末手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の南房総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定により支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。